

## よくある問い合わせ

---

### 《期間に関する質問》

Q 1 申請するには、要請の全期間で営業時間短縮をしている必要がありますか。

A 1 全期間御協力いただいた場合、24日分を支給します。ただし、10月1日から県からの要請に御協力いただけなかった場合においても、遅くとも10月6日までに県からの要請に御協力いただいた場合は、協力開始日から10月24日までの日数分を支給します。(要領P4参照)

Q 2 要請期間中に認証店になった場合、協力金はどのように支払われるのですか。

A 2 協力開始日から認証店となった日の前日までの期間について協力金を支給します。

Q 3 基本対策に違反が認められ、要請期間中に確認店の登録が取り消された場合、取り消し前までの期間において協力金は支給されますか。

A 3 全期間協力いただいた飲食店が対象であるため、協力金は支給しません。

Q 4 要請期間中に定休日を含んでいますが、定休日も協力金の対象となりますか。

A 4 対象になります。

### 《店舗に関する質問》

Q 5 事業者が複数店舗を運営し、複数店舗で時短営業を実施した場合、店舗ごとに申請をする必要がありますか。

A 5 複数の対象店舗がある場合は、事業者が複数店舗分を申請していただきます。申請の際は、店舗数ごとに申請書類の作成・準備が必要となります。

Q 6 申請する際の店舗数はどのように捉えたらよいですか。

A 6 原則、飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の交付の数により判断します。

## ＜対象に関する質問＞

Q7 もともと20時(確認店の場合は21時)まで営業としている飲食店でも協力金の対象となりますか。

A7 従前の酒類提供の有無に限らず対象になりません。ただし、もともとは20時以降(確認店の場合は21時以降)営業していたにも関わらず、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、要請期間前から一時的に20時(確認店の場合は21時)より前までに営業時間を短縮している場合は対象となります。その場合、短縮した時期及び20時以降(確認店の場合は21時)営業していたことが確認できる書類を別途提出ください。

Q8 通常21時まで営業している飲食店(その他の店舗)が、要請に基づき20時まで時短営業を行っていたが、要請期間の途中で確認店となり、以降の期間は21時まで営業した場合、協力金の対象となりますか。

A8 協力開始日から確認店となった日の前日までの期間において、その他の店舗の要請に従って営業いただいた場合に限り、協力金を支給します。(確認店となった日以降の協力金については、対象になりません。)

Q9 イートインスペースのあるコンビニやスーパーマーケットは協力金の対象となりますか。

A9 イートインスペースのみの閉鎖(時短)については、協力金の対象にはなりません。

Q10 ホテル、旅館等の中にあるレストランやバーは協力金の対象となりますか。

A10 宿泊客のみに飲食を提供する場合、協力金の対象とはなりません。

宿泊客のみを対象としていない店舗については、そのことがわかる資料(HPの案内やチラシ等)を申請時に追加提出してください。

Q11 20時(確認店の場合は21時)以降、店内での食事提供をやめて、テイクアウトでの販売のみとする場合、要請に従ったこととなりますか。また、協力金は支給されますか。

A11 20時(確認店の場合は21時)までにお店を閉め、店内営業をせずに店外においてテイクアウトやデリバリーを行っている場合は、対象となります。

Q12 移動販売車(屋台、キッチンカー)は時短要請の対象に含まれますか。また、協力金は支給されますか。

A12 対象に含まれます。ただし、持ち帰り専門の場合は対象になりません。

**Q13 時短営業を行っているものの、確認店ではない飲食店が1日でも酒類を提供したら協力金の対象とならないのですか。**

A13 対象になりません。酒類の提供を取りやめた上で営業時間を短縮する必要があります。

**Q14 時短営業を行ったが、店の終了時間を明示していない場合、協力金の対象となりますか。**

A14 従前20時（確認店の場合は21時）以降も営業している実態が認められる場合は対象となります。（営業時間を定めていない場合は、レシート等から営業時間を示していただく必要があります。）

**Q15 要請期間中に廃業や閉店した場合には、協力金の対象となりますか。**

A15 要請の全期間において、時短等の協力をいただく必要がありますので、対象なりません。

#### **《中小企業要件に関する質問》**

**Q16 自分が中小企業なのかどうかをどのように判断したらよいですか。**

A16 飲食業であれば、資本金額が5,000万円以下であって、常時使用する従業員の数が50人以下であれば、中小企業に該当します。

また、カラオケ等を主とするサービス業であれば、資本金額が5,000万円以下であって、常時使用する従業員の数が100人以下であれば、中小企業に該当します。（要領P3参照）

**Q17 中小企業かどうかの判断に用いる「常時使用する従業員」とはどのような意味ですか。**

A17 正規社員のほか、常態として勤務するパートタイム労働者やアルバイト等も含まれます。一方で、繁忙期に臨時的に採用されるような従業員は含みません。

#### **《売上高及び売上高等確認書類に関する質問》**

**Q18 売上高は、消費税込みですか。それとも消費税抜きですか。**

A18 消費税抜きとなります。もし確定申告書類等が税込みで計算されている場合は、税抜きにした額を売上高として申請してください。

**Q19 前年や前々年と比較して、売上高が減少していないのですが、協力金の対象となりますか。**

A19 大企業の場合は対象外となります。中小企業の場合は、売上高が減少していても支給の対象となります。支給額の計算に当たっては、「売上高方式」を使用してください。（要領P34参照）

**Q20** 前年又は前々年の「月別」の売上高の分かる書類はありませんが、「年間」の売上高の分かる確定申告書や売上台帳はあります。その場合でも支給日額は下限額となりますか。

A20 中小企業又は個人事業主で、年間の売上高を証明する書類がある場合は、「売上高方式（年間）」により、1日当たり支給額の算定を行うことができます。算定方法の詳細については、要領P35を参照してください。

**Q21** 前年度（又は前々年度）の確定申告書の金額と、前年度（又は前々年度）の売上台帳等の金額が一致していないのですが、どちらの売上高を使用して支給額を算出するのですか。

A21 原則、確定申告書上の売上高を使用して支給額を算出します。

ただし、複数の事業を運営しており、飲食店以外の事業を営んでいる場合は、確定申告書の売上高には計算対象外の売上高も含まれることとなります。その場合は、＜売上高等確認書類＞⑭の「飲食店事業売上高報告書」を作成し、申請時に追加提出してください。（Q23及び要領P24参照）

**Q22** 飲食店事業の売上高には、店内で販売している土産物等の売上や、要請の対象外であるテイクアウトの売上も含まれています。「飲食部門」の売上高とありますが、物販やテイクアウトの売上も「飲食部門」の売上高に含めてもよいですか。

A22 原則、それらの事業を除外いただく必要がありますので、売上台帳等により飲食部門の売上高を明確にしたうえで、＜売上高等確認書類＞⑭の「飲食店事業売上高報告書」を作成し、申請時に提出してください。（要領P24参照）

※ただし、その事業が飲食物の提供に付随する小規模のものや、飲食物の提供を行わなければ単独では成立しがたいもの等、飲食店事業と切り離して当該飲食店事業以外の事業を単独で行うことが困難であり、営業時間短縮要請の影響を必然的に受ける場合は、飲食店事業に含めることも可能です。その場合も＜売上高等確認書類＞⑭「飲食店事業売上高報告書」を作成し、申請時に提出してください。

**Q23** 飲食店以外も営んでいるのですが、売上台帳は飲食店と飲食店以外の事業とで共通になっており、特に区分をしていません。どのように飲食店事業に関する売上高を示せばよいですか。

A23 当時のレシートや伝票等その他の売上を示す証書を参考に、飲食店事業分の事業収入を明確にし、＜売上高等確認書類＞⑭の「飲食店事業売上高報告書」を作成のうえ、申請時に提出してください。（要領P24参照）

明確に示せない場合は、売上高が不明となってしまいますので、支給日額は下限額となります。

**Q24 営業許可証の名義が大企業であるが、店舗の運営は中小企業である場合、確定申告書類や売上台帳等については、運営者である中小企業のを提出してよいですか。**

A24 運営者である中小企業の確定申告書類や売上台帳等を提出してください。なお、許可を受けた者の名義と申請者が異なることについては、追加で許可を受けた者と申請者との関係が分かる書類を提出してください。

**Q25 提出書類に「前年又は前々年の確定申告書類の控え」とありますが、提出はどちらか一方でよいですか。**

A25 前年の確定申告書の控えか、前々年の確定申告書の控えか、どちらか一方の提出で構いません。

**Q26 前年度・前々年度の確定申告書類の控えを紛失してしまったのですが、支給の対象とならないのですか。**

A26 確定申告書類で対象期間の売上高が確認できない場合は、支給日額は下限額となります。

**Q27 NPO法人（その他公益法人等）のため、確定申告をする必要がありません。確定申告書類の控えの提出ができない場合は、支給日額は下限額になってしまうのですか。**

A27 確定申告書類の控えの代わりに、以下の（１）及び（２）の書類を提出すれば、事業収入（売上高）を示すことができ、事業収入に応じて支給日額を計算します。

（１）履歴事項証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類

（２）直前の事業年度収入を確認する書類（事業活動計算書、事業報告書、正味財産増減計算書など）※法人種別によって書類の種類は異なります。

注１：この場合の事業収入とは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など、株式会社等という営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（公益法人等の場合、国・地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象とします。

注２：「会費」は収入に含めることができます。

**Q28** 令和2年10月以降に事業承継や法人成りをしているため、令和2年10月を含む確定申告書類では、現在の申請企業と企業名や代表者が異なりますが、支給の対象となりますか。

A28 事業承継や法人成りをする前の確定申告書類の控えを提出の上、以下の（1）又は（2）の書類を追加してください。

（1）（法人の場合）法人設立届出書の写し

（2）（個人事業主の場合）個人事業の開業届出書の写し

**Q29** 営業許可証（申請者）の名義は個人ですが確定申告は法人として行っている場合は法人の確定申告書を提出してよいですか。

A29 原則として、営業許可証（申請者）と確定申告の人格は一致しているものですが、人格が一致した書類の提出が困難な場合は、両社の関係を示す書類の提出が必要となります。詳細については、千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター（0570-003894）までお問合せください。

#### 《その他》

**Q30** オンライン申請にて複数店舗の申請を行う場合、マイページの登録はどのようにすれば良いでしょうか。

A30 店舗毎に登録をお願いします。

**Q31** 飲食を主として業とする店舗でのカラオケ設備の利用自粛要請は、カラオケ設備の設置を否定するものではないでしょうか。

A31 カラオケ設備を提供する飲食店等への休業要請及び利用自粛要請は、新型コロナウイルス感染症対策のための期間限定的な措置であり、カラオケ設備を店舗に設置することを否定するものではありません。